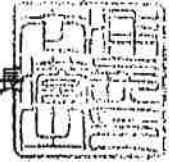


港長公示第5-1号

港則法第39条第1項の規定により、次のとおり船舶の航泊を禁止するので、同条第2項の規定により、公示する。

令和5年7月3日

衣浦港長



衣浦港中央ふ頭付近海域における航泊禁止について

衣浦みなとまつり花火大会に伴う花火打ち上げのため、下記により一般船舶（当該行事に係わる船舶及び港長が許可した船舶を除く。）の航泊を禁止する。

ただし、当該行事が行われている場合に限る。

記

1 期間

令和5年7月22日（土）午後7時00分から午後9時00分までの間

（令和5年7月23日（日）午後7時00分から午後9時00分までの間（予備日））

2 区域

次の①点と②点を結んだ線と③点から④点を結んだ線の陸岸により囲まれた海面（別紙参照）

①衣浦港中央ふ頭西灯台から真方位227度500メートルの地点

②衣浦港中央ふ頭西灯台から真方位175度970メートルの地点

③衣浦港中央ふ頭西灯台から真方位26度80メートルの地点

④衣浦港中央ふ頭西灯台から真方位105度400メートルの地点

3 標識

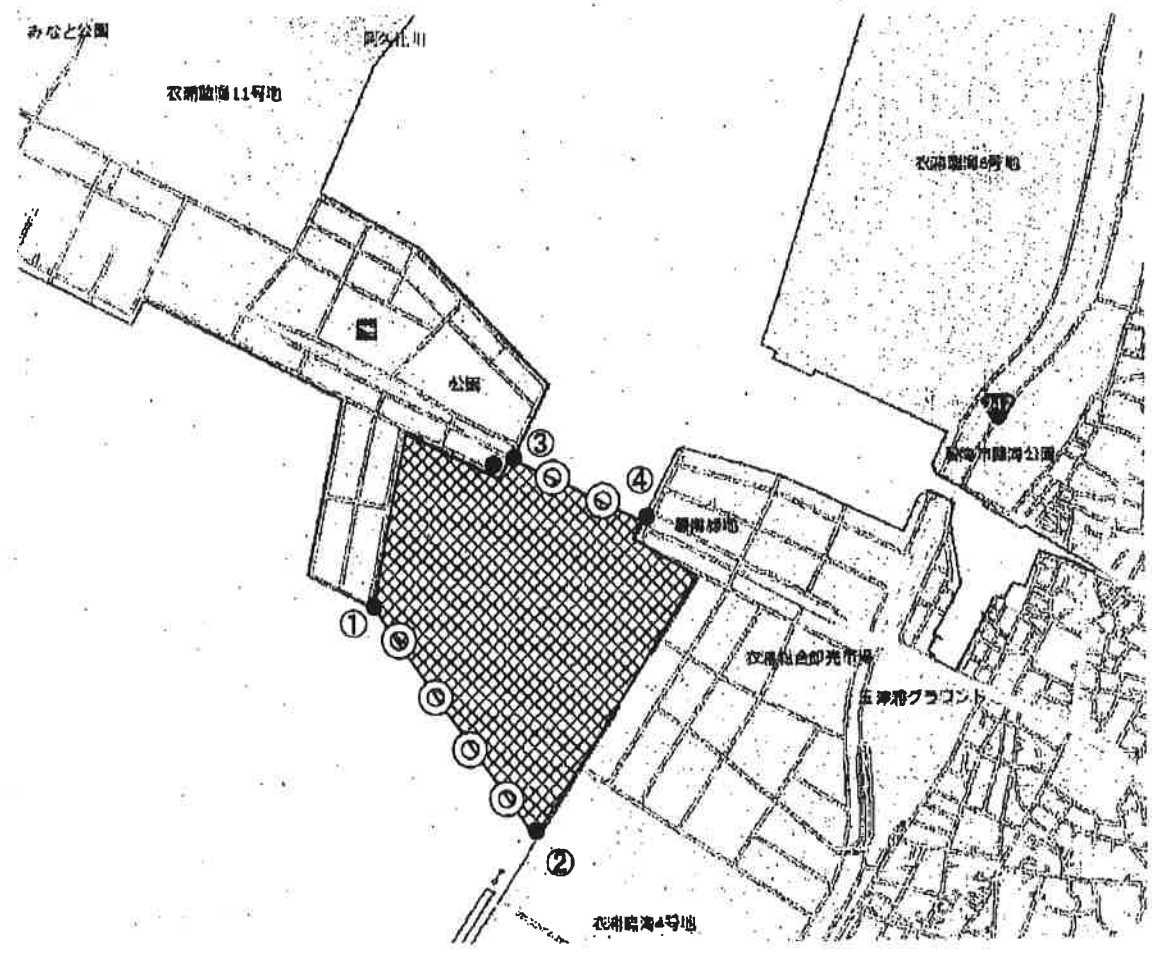
航泊禁止区域を明示するため、①点から②点を結んだ線上に簡易灯浮標（黄色4秒1閃）4基、③点と④点の結んだ線上に簡易灯浮標（黄色4秒1閃）2基が設置される。



4 備考

(1) 上記区域の線上付近には、警戒船が配備される。

(2) 予備日は、令和5年7月22日(土)が雨天又はその他の理由により花火打ち上げが行われなかった場合に順延して行われる日である。

# 航泊禁止区域図



-  ... 航泊禁止区域
-  ... 簡易灯浮標(黄色4秒1閃)